

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年3月22日(2018.3.22)

【公表番号】特表2017-510332(P2017-510332A)

【公表日】平成29年4月13日(2017.4.13)

【年通号数】公開・登録公報2017-015

【出願番号】特願2016-554219(P2016-554219)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/15 (2006.01)

A 6 1 B 17/80 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/15

A 6 1 B 17/80

【手続補正書】

【提出日】平成30年2月8日(2018.2.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

設定距離の骨短縮切骨術において使用するのに適するセットであって、該セットが、遠位区分と近位区分とを持つインプラントであって、前記遠位区分が少なくとも2つの遠位ねじ切り穴を備え、かつ前記近位区分が少なくとも2つの近位ねじ切り穴を備える、インプラントと、

第1区分と第2区分と第3区分とを順次備える付属品であって、前記第1区分が第1ねじ切り穴を備え、前記第3区分が第2ねじ切り穴を備え、かつ、前記第2区分が、前記設定距離の前記骨短縮切骨術を2つのガイドを介して実施できるように各々鋸刃を案内するよう作られた2つのガイドを備え、前記第1ねじ切り穴及び前記第2ねじ切り穴がそれぞれ前記少なくとも2つの遠位ねじ切り穴及び前記少なくとも2つの近位ねじ切り穴に対応し、前記第1ねじ切り穴と前記第2ねじ切り穴との間の中間間隔が、前記設定距離と前記遠位ねじ切り穴と前記近位ねじ切り穴との間の対応する中間間隔の合計に等しく、かつ前記第1区分と前記第3区分が少なくとも前記ねじ切り穴の位置においてそれぞれ前記遠位区分及び近位区分と同じ形状を有する、付属品と、を備える、セット。

【請求項2】

前記第1区分全体が前記遠位区分と同じ形状を有し、かつ前記第3区分全体が前記近位区分と同じ形状を有する、請求項1に記載のセット。

【請求項3】

「同じ形状を有する」とは、更に実質的に同じ厚みを持つことを示す、請求項1又は2に記載のセット。

【請求項4】

「同じ形状を持つ」とは、更に同じ形状の外面を持つことを示す、請求項1～3のいずれか1項に記載のセット。

【請求項5】

「対応する」とは、同じ相互に対する位置を有することを示す、請求項1～4のいずれか1項に記載のセット。

【請求項6】

各ガイドが平行に延びる2つの表面によって実質的に画定される溝として形成され、前記鋸刃が前記ガイドによって鋸引き位置において鋸引き方向に案内されるように移動できる、請求項1～5のいずれか1項に記載のセット。

【請求項7】

前記遠位区分及び前記近位区分が、キルシュナーワイヤ用の開口部を備え、かつ前記第1区分及び前記第3区分が各々対応する開口部を備える、請求項1～6のいずれか1項に記載のセット。

【請求項8】

前記セットが第1設定距離の骨短縮切骨術に使用するのに適しかつ第2設定距離の骨短縮切骨術に使用するのに適し、前記セットが前記付属品と同様に形成された別の付属品を備え、かつ前記付属品が前記第1設定距離に適合し、前記別の付属品が前記第2設定距離に適合する、請求項1～7のいずれか1項に記載のセット。